

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、原材料の出庫指示業務に従事していた。
- 2 請求人によると、○年○月○日午前○時○分頃、会社へ出勤するため乗車していた電車が踏切内で自動車と衝突する事故（以下「本件事故」という。）に遭遇したという。請求人は、同日、C医療機関に救急搬送され、「頭頸部外傷、頸部挫傷」と診断され、その後、D医療機関へ転医した。また、本件事故後から不眠等の症状が続いたため、請求人は、同年○月○日、E医療機関を受診し、「抑うつ状態」と診断され、同年○月○日、F医療機関を受診し、「うつ状態」と診断された。
- 3 請求人は、精神障害の発病は本件事故によるものであるとして、療養給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が通勤災害によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書(略)理由に説示する
とおり、○年○月下旬にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応
障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書(略)理由に記載の「心理的負荷
による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発12
26第1号。以下「認定基準」という。)のとおりであり、通勤に起因する場合
にも認定基準に準じて判断するのが妥当であることから、以下、認定基準に基
づき検討する。

(3) 請求人は、鉄道事故という本件事故の特殊性への配慮が不十分である旨主張
しているが、本件事故の状況は、前方左側に衝突された電車の1両目の車両の
みが右側に脱線したものであり、請求人が乗車していた2両目の車両は脱線し
ておらず、本件事故後の傷病の状況について、請求人は、救急搬送されたC医療
機関でレントゲンとCT検査をしたが異常はなかった旨述べていることから、
決定書(略)理由に説示するとおり、当審査会としては、認定基準別表1「業務
による心理的負荷評価表」の具体的出来事「(重度の)病気やケガをした」(平
均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)及び「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」
(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみても、その心理的負荷の総
合評価はいずれも「弱」にとどまるものであり、その全体評価は「弱」であるも
のと判断する。

なお、請求人は、本件事故後の鉄道会社の補償問題、警察の対応、身体障害の
程度、本件事故に起因する職場内のトラブル等、出来事後の事情への配慮が不
十分である旨主張するが、一件記録を精査するも、それらが総合評価を強める

ものとまでは認められないと判断する。

したがって、請求人の本件疾病は本件事故によるものと認められず、通勤によるものと認めることはできない。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。